



SDGs推進サポート資金

SDGsの理念に基づく持続可能な経営を実践する中小企業者に対して、事業に必要な資金を長期・低利で融通することにより、未来志向でSDGsに取り組む中小企業者の持続可能な経営を支援します。

<p>融 資 対 象 と な る 方</p>	<p>◆ 京都市内に事業所又は営業所がある中小企業者又は組合で、きょうとSDGsネットワークにおいて定める各種制度（裏面参照）の認定を受けた方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《中小企業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 法人の場合…市内に事業所又は営業所がある企業 ◎ 個人の場合…原則、市内において所得税・事業税を申告している方 <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>市内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※ 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないものに限る</p> </div>
<p>融 資 利 率</p>	<p>◆ 年利1.1%（固定）</p>
<p>信用保証料率</p>	<p>◆ 有担保の場合：0.20～1.50% 無担保の場合：0.30～1.60%（詳細は裏面記載） ※ 京都信用保証協会により保証料率が優遇されています。</p>
<p>資 金 使 途 融 資 期 間 等</p>	<p>◆ 運転資金、設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞</p>
<p>融 資 限 度 額</p>	<p>◆ 2億円以内（うち運転資金8,000万円以内）</p>
<p>担 保 ・ 保 証 人</p>	<p>◆ 保証協会の保証が必要 ◆ 連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p>
<p>受 付 機 関</p>	<p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

◆ きょうとSDGsネットワークにおいて定める各種制度及び必要書類

制度名	実施主体	必要書類
(1) これからの1000年を紡ぐ企業認定	京都市	ア 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」認定書 イ 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」に係るSDGs取組項目申告書 ウ 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」に係る事業計画書（又は事業計画書に類するもの）

◆ 信用保証料率について

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		低 ←————— 経営内容の指標 —————→ 高								
信用保証料率(%)	無担保	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.65	0.45	0.30
	有担保	1.50	1.35	1.20	1.00	0.80	0.70	0.55	0.35	0.20